

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部栃木県済生会
グループホームとちの木荘
重要事項説明書

《令和6年6月1日現在》

1 事業主体の概要

事業の種類	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
事業主体名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会
管理者	増山初江
所在地	〒321-2116 栃木県宇都宮市徳次郎町2632-1
連絡先	電話：028-666-3377 ファクシミリ：028-666-3378 Eメールアドレス：carecenter@tochisaikou.com
その他の施設及び居宅サービス	(済生会高齢者ケアセンター内) 介護老人福祉施設 「特別養護老人ホームとちの木荘」(100名) 短期入所生活介護事業所 「特別養護老人ホームとちの木荘」(8名) 軽費老人ホーム 「ケアハウス公孫樹」(50名) 通所介護事業所 「デイサービスセンター六本杉」(24名) 居宅介護支援事業所 「居宅介護支援事業所なでこ」

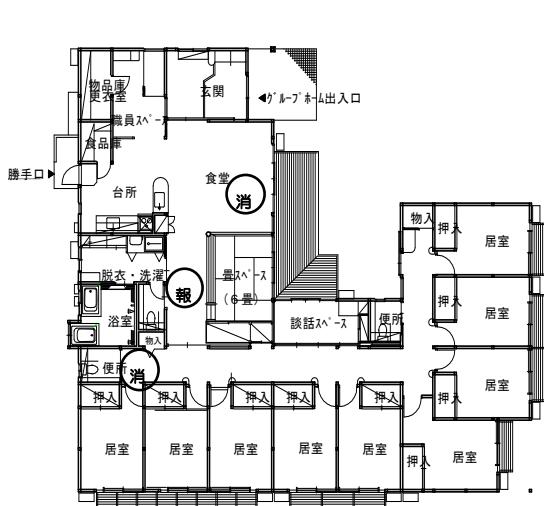
2 ホームの概要

ホーム名	グループホームとちの木荘(棟名 こすもす、ひまわり、なのはな)
目的	家庭での生活が困難になった利用者に対して、家庭的な共同生活の場を提供し、日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援し、高齢者の福祉と生活の質の向上を図るとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減を目指します。
ホームの運営方針	1. 運営理念 ご本人らしさを大切にされた自由な雰囲気の中で、居心地のよい充実した共同生活がおくれるよう、地域の中でご家族と共に生活のお手伝いをさせていただきます。 2. 基本方針 1) ご本人が安心して日常生活を送ることができるよう、心身の状況をできるだけ的確に把握します。 2) 家庭的な環境の下で、ご本人がそれぞれの役割を持って日常生活を送れるよう配慮します。 3) 生活が漫然かつ画一なものにならないよう、個人に合った介護サービス計画を作成します。 4) ご本人又はご家族に対して、サービス提供方法を理解しやすく説明します。 5) ご本人の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等による行動の制限はしません。 6) 実施したサービスの自己評価をし、更に外部評価を受けることで、常にその改善を図れるよう取り組みます。【外部評価R4年2月2日受審、栃木県社会福祉士会、実施報告書はGH内玄関に設置、閲覧可能】
開設年月日	平成14年10月1日

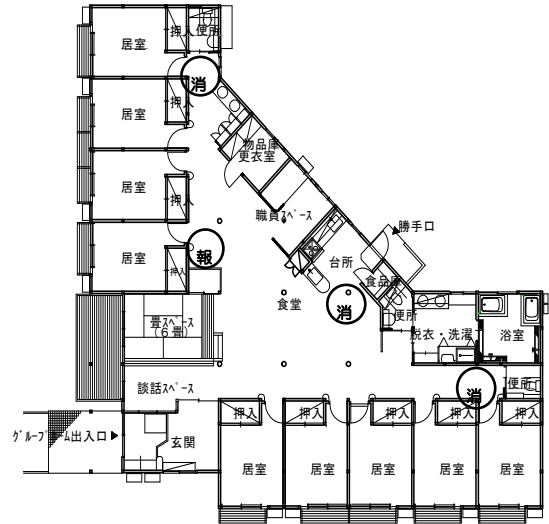
建 物 概 要	構 造 : 木造平屋
	延床面積 : 282.55 (なのはな こすもす)
	281.25 (ひまわり)
	居室面積 : 13.50㎡ (全室個室)

平面図

報 : 火災報知機 消 : 消火器



《こすもす・なのはな（図面は反転）》



《ひまわり》

3 職員体制

職員の職種	現員	常勤		非常勤		保有資格等
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1名		1			・介護福祉士
介護職員	20名	16	1	3		・介護支援専門員 ・介護福祉士 ・初任者研修
計画作成担当者 ※1			2			・介護福祉士 ・介護支援専門員
合計	21名	16	2	3		

※ 1 「計画作成担当者」は介護員が兼務 管理者が兼務

4 職員の勤務体制

昼間の体制	1棟当り ご利用者3人に対し職員1人以上配置 (日中時間帯に24時間以上の介護職員の配置をしています。)
夜間の体制	1棟当り 夜勤者 1名配置

5 利用定員

利用者数	総定員 27名（1棟定員 9名）
------	------------------

6 ホーム利用にあたっての留意事項

面会	面会はいつでも可能です。
外出・外泊	原則として外出、外泊は自由です。ただし、身元引受人の方の承諾を求めることがあります。また、外泊する際は外泊届けを提出して下さい。
所持品の持ち込み	入居時には、家具や寝具等もお持込みください。 ただし、石油ストーブ等火気類の持ち込みはご遠慮下さい。

7 サービス及び利用料

<p>保険給付対象サービスについては「介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額」に基づいて計算し請求いたします。（総単位数に1,027円を乗じたものが利用者自己負担額になります。）</p>			
保険給付対象サービス	介護度別	自己負担額（1日あたり）	
	要支援2	769円	
	要介護度1	773円	
	要介護度2	809円	
	要介護度3	833円	
	要介護度4	850円	
	要介護度5	867円	
	初期加算	30円（新入居後・再入居後30日に限り加算）	
	利用者の入院期間中の体制	252円（入院後、1月につき6日を限度に算定）	
	医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	37円/月	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/月	
	科学的介護推進体制加算	41円/月	
	退居時情報提供加算	256円/回	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に18.6%を乗じた単位数で算定します。		
食費	日額 1,030円（食事をキャンセルされる場合は、2日前までに連絡をいただければ、1日単位で1,000円差し引きます。）		
光熱水費・燃料代	月額 26,000円（月の途中での入退所や入院等による不在時は日割計算とします。）		
家賃	月額 10,500円（月の途中での入退所は、日割計算とします。）		
日用品費	日額 130円	小遣い管理費	日額 20円
教養娯楽費	1回 100円		
個人的外出 介助サービス費 （通院・買い物・旅行）	当施設の職員がタクシー等借り上げ車で同行した場合 1時間 1,000円 （協力病院以外の通院は基本的に御家族が行って下さい。）		
預かり金	入居時 50,000円 利用料の未納金及び居室修繕費にあてます。（退居時）	施設管理費	10,000円 施設修繕費
その他	おむつ代等、日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については実費を徴収いたします。		

8 利用料等の支払い

支払方法	ご利用者が指定した銀行または郵便局の預金口座からの自動引落としとします。
支払日	① 足利銀行・郵便局の口座を指定した場合は利用した月の翌月25日とします。 ② 上記以外の金融機関の口座を指定した場合利用した月の翌月26日とします。 ※ただし、当日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とします。

9 協力医療機関と緊急時の対応及び医療連携体制

協力医療機関名	済生会宇都宮病院
緊急時の対応	ご本人のかかりつけ医への通院は基本にご家族にお願いいたします。ただし、ご利用者の容体が急変した場合は、予めご本人又はご家族から指定された病院に、ご指定の無い場合は、上記協力医療機関の救急救命センターに速やかに救急車を呼び受診します。ただし、入院治療を保証するものではありませんので、入院先を探す場合もあることを予めご了承下さい。
医療連携体制	とちの木荘における医療連携は、ご入居者がとちの木荘で健康に配慮された生活を送るために、ご本人のかかりつけ医と密接な連携をとることを基本として、とちの木荘に看護師を配置するとともに、同一敷地内にある栃木県済生会高齢者ケアセンター看護課（特別養護老人ホームとちの木荘内）とも連携して、24時間の連絡体制を確保し、必要に応じ健康上の管理に対応することができる体制をとります。（詳細は別紙「重度化した場合における対応に係る指針」参照）

10 非常災害対策

消防設備	「非常通報システム」ケアハウス公孫樹と一体のシステムになっています。 「消火器」各棟3本設置しています（配置は平面図参照） 「消火栓」高齢者ケアセンター敷地内に設置しています。 「スプリンクラー」設置しています。
消防訓練	毎月1回は避難又は消火訓練を実施します。 年1回は消防署立会いのもと防災訓練を実施します。
防火管理	防火管理者：グループホームとちの木荘管理者 増山 初江 【防火管理講習修了者】 ホーム管理者：増山 初江 なのはな棟介護員：山越 大輔

11 秘密保持と情報の提供

秘密保持	個人情報保護法に基づき、従業者は業務上知り得た利用者に関する秘密を保持します。従業者でなくなった後においてもこれを保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
情報の提供	① 他施設への入所や入院時にご利用者に関する情報を用いることがあります。 ② 介護福祉士等専門職養成の実習受入をし、個人を特定できない形で介護技術及びサービス向上のための事例検討等を行なうことがあります。

12 職員の資質向上

<p>身体的拘束等の 適正化</p>	<p>身体拘束廃止に関する考え方 当施設では、ご利用者の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し身体拘束廃止に向けた意識を持ち身体拘束をしないケアの実施に努めます。身体拘束廃止委員会を設置し身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行っていきます。</p>
<p>虐待防止</p>	<p>事業者はご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>① 虐待防止に関する責任者を選定します。</p> <p>虐待防止に関する責任者 管理者 増山 初江</p> <p>② 成年後見制度の利用を支援します。</p> <p>③ 苦情解決体制を整備しています。</p> <p>④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。</p>

13 苦情の受付

①	グループホーム 苦情受付窓口	こすもす棟：阿久津雅代 ひまわり棟：熊坂真澄 なのはな棟：山越大輔	TEL 028(666)3377 FAX 028(666)3378 Email carecenter@tochisaikou.com
②	高齢者ケアセンター 苦情処理担当	総務課 鈴木光江	TEL 028(665)3276 FAX 028(665)3277 Email carecenter@tochisaikou.com
③	第三者委員	入野好市	〒328-0012 栃木市平柳町1-31-4 TEL090-2488-4265
		小菅拓郎	〒320-0953 宇都宮市東宿郷3-1-9 あかねビル9階 小菅・島藺法律事務所 TEL028-614-3688
		添野明美	〒321-4351 真岡市中267-12 TEL090-4528-7533
④	宇都宮市	「介護保険 なんでも相談窓口」	宇都宮市保健福祉部高齢福祉課 TEL 028(632)8989
⑤	栃木県国民健康 保険団体連合会	介護福祉課苦情相談窓口	TEL 028(643)2220 FAX 028(622)5411
⑥	栃木県運営適 正化委員会	栃木県社会福祉協議会内	TEL 028(622)2941 FAX 028(622)2316

グループホームとちの木荘のサービス提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部

栃木県済生会高齢者ケアセンター（グループホームとちの木荘）

職名 所長 氏名 福 田 貢 印

職名 管理者 氏名 増 山 初 江 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け提示された内容に同意します。

令和 年 月 日

利 用 者 住所 _____

氏名 _____ 印

代 理 者 住所 _____

氏名 _____ 印